

# 「東大和市人口ビジョン（素案）」及び「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、現在、人口の現状と将来展望を示す「東大和市人口ビジョン」及び平成 27 年度から平成 31 年度までの施策の基本的方向を示す「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進めています。このたび、素案をとりまとめましたので、お知らせするとともに、みなさんから広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

## 1 「東大和市人口ビジョン」及び「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の目的

平成 26 年 11 月に、国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的として、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し施行しました。

また、国は同法に基づき、同年 12 月に、日本の人口の将来の方向などを提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びその内容を踏まえ 5 か年の政策目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、都道府県と市区町村においても、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、人口減少社会の克服と地方の創生に向け、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の平成 27（2015）年度中の策定が求められています。

東大和市の人口は現在、増加傾向にあります。将来的には人口の減少が予測されており、市として、将来に渡って持続して行くためには、今後はより一層の魅力あるまちづくりが必要になります。そこで、本市における人口の現状と将来の展望を明らかにした「東大和市人口ビジョン」を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生に関する今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示す「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

## 2 素案の内容

- （1）東大和市人口ビジョン（素案）
- （2）東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）

## 3 素案に対する基本的な考え方

### （1）東大和市人口ビジョンについて

東大和市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の試算等によると、平成 22（2010）年の人口約 83,000 人が、平成 72 年（2060）年に約 70,500 人に減少し、さらに高齢化が進展することが想定されています。

「東大和市人口ビジョン」では、出生率の向上や、健康寿命の延伸により、平成 72 年（2060）年の人口が約 79,000 人となり、高齢者が元気に暮らせる社会の展望を示しました。

### （2）東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

東大和市人口ビジョンの将来展望を踏まえ、東大和市のまち・ひと・しごと創生に関する今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示すため、「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。東大和市の施策の方向設定にあたり、①「日本一子育てしやすいまち」をめ

ず、②東大和市の魅力を高めて、転入を促進し、転出を抑制する、③健康寿命を延伸する、④生涯住み続けられるまちにする、の4点を重視し、下記4つの基本目標を定め、その下に具体的施策と関連する事業を設定しました。

- ・基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標2 しごとをつくり、安心して働ける環境をつくる
- ・基本目標3 東大和市のサポーターをつくり、育てる
- ・基本目標4 人とのつながりを大切にしながら元気に安心して暮らせる

特に東大和市では、「日本一子育てしやすいまち」を大きな目標としていることから、基本目標1を重点的に取り組むこととしています。

#### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

#### 5 意見の提出期間

平成27年8月26日(水)から9月24日(木)まで(必着)

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

#### 6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 企画財政部企画課(東大和市役所4階4番窓口)

#### 7 意見の提出先、方法及び提出様式等

##### (1) 提出先

企画財政部 企画課

##### (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 企画財政部企画課(東大和市役所4階4番窓口)
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市企画財政部企画課宛て
- ・FAX 042-563-5932
- ・電子メール kikaku@city.higashiyamato.lg.jp

##### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

## 8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成 27 年 10 月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。